

# 長崎市こども基金

長崎市では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、平成20年4月に「長崎市こども基金」を創設しました。

## 基金はこのようにして増やします

子どもが健やかに育つための寄附  
市民・事業者・団体からの

**寄 附**

さらに同額を長崎市から基金へ  
長崎市から

**寄附と同額**

寄附された金額と同額（2倍）  
を基金に上乘せ

マッチング方式

**こども基金**

## こども基金は、 このような事業に使われます

「こども基金」は、こどもの安全安心に関する事業や子育て家庭からのニーズが高い事業であって、「臨時的・緊急的に事業を実施するもの」「計画を前倒してでも対応することが必要なもの」に加え、「寄附していただく市民の方の気持ちが直接、子どもたちに届けられるもの」に活用します。

### 基金活用事業の実績

- 認定こども園移行支援事業費
- 児童クラブ施設整備事業費  
(うち大規模クラブ解消にかかる経費分)
- なかよし絵本事業費  
(幼稚園・保育所等に絵本を配布)
- わくわく歯みがき推進事業費  
(幼児健診での歯ブラシの配布)

## 寄附金は、税金の控除や損金算入の 対象になります

### 【個人が寄附した場合】

- ◆所得税の寄附金控除(所得控除)  
(寄附金の額-2,000円) × 「寄付者の所得税率」
- ・控除の対象となる寄附金は総所得金額等の40%を限度
- ◆住民税の寄附金控除(税額控除)
  - ①(寄附金の額-2,000円) × 10%
  - ②(寄附金の額-2,000円) × (90%-「寄付者の所得税率」)
- ・控除の対象となる寄附金は総所得金額等の30%を限度
- ・①と②の合計額を税額控除
- ・②の額については、個人住民税所得割額の2割を限度

詳しくは、長崎市役所 市民税課  
☎095-829-1133へお問い合わせください。

### 【法人が寄附した場合】

- ◆法人税の損金算入  
地方公共団体に対する寄附金は、その全額が損金に算入されます。



# 寄附の方法

長崎市子ども基金では、随時、皆様からの寄附を受け付けています。  
長崎市子ども基金へ寄附を希望される個人や企業の方は、下記の申込書に必要事項を記載し、長崎市子ども部子育て支援課(市役所別館1階)まで郵送かFAXでお申し込みください。  
また、皆様からいただいた寄附の状況や用途については、広報ながさき等を通じて、市民の皆様にはわかりやすくお知らせいたします。



## 長崎市子ども基金寄附金申込書

郵送の場合 〒850-8685 長崎市桜町6番3号 長崎市子ども部子育て支援課  
FAXの場合 095-829-1275

お名前		お申し込み日			
フリガナ		平成 年 月 日			
ご住所					
〒					
電話番号			FAX		
-			-		

私は、長崎市の子ども・子育てを応援するために寄附を申し込みます。

寄附申込金額
円

ご入金方法(どちらかに○をお願いします)

- 1 納付書により所定の金融機関の窓口でご入金
- 2 長崎市子ども部子育て支援課の窓口現金を持参

申し込み・お問い合わせ **長崎市子ども部子育て支援課**

〒850-8685 長崎市桜町6番3号

☎095-829-1270 FAX095-829-1275

✉ kosodate@city.nagasaki.lg.jp